

平成31年松前町告示第35号

松前町浄化槽転換費補助金交付要綱を次のとおり公表する。

平成31年4月1日

松前町長 田中浩介

#### 松前町浄化槽設置費補助金交付要綱

##### (目的)

第1条 この要綱は、浄化槽を設置する者に対し、町が予算の範囲内において松前町浄化槽設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

##### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものとして全国浄化槽推進市町村協議会の登録を受けたもの（10人槽以下のものに限る。）をいう。
- (2) 転換 既存建築物において、くみ取り式便槽又は単独浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。以下同じ。）から浄化槽へ設置替えすること（既存建築物のくみ取り式便槽又は単独浄化槽を廃止し、当該既存建築物と同一敷地内に新たに建築された建物と当該既存建築物が共用する浄化槽を設置する場合を含む。）をいう。
- (3) 新築 浄化槽の設置のうち、転換以外のものをいう。

##### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、松前町公共下水道整備構想（平成30年2月9日策定）における整備区域を除いた区域において浄化槽を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 浄化槽を設置する建築物を借り受けている者で、当該浄化槽の設置について当該建築物及びその敷地の所有者の承諾が得られないもの
- (3) 既に町から助成を受けて設置した浄化槽で、当該浄化槽本体の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））を経過していないものを廃棄して新たに浄化槽を設置する者
- (4) 租税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料のうち松前町に納付す

べきものに滞納がある者

- (5) 補助金の交付決定前に浄化槽設置工事に着手する者。ただし、第6条第1項の届出をした者は、この限りでない。
- (6) 販売又は賃貸を目的とした建築物に浄化槽を設置する者
- (7) 居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満の床面積である建築物に浄化槽を設置する者
- (8) 法人その他の団体
- (9) 汚水処理未普及解消につながらないと認める浄化槽を設置しようとする者（災害に伴い必要となった場合を除く。）
- (10) その他町長が不相当と認める者  
（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助対象経費は、浄化槽本体工事及び転換に係る宅内配管工事に要する経費とし、補助金の額は、浄化槽本体工事及び転換に係る宅内配管工事に要する経費にそれぞれ10分の10以内の補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該額が次の表の左欄に掲げる工事の区分に応じそれぞれ同表の中欄又は右欄に定める額を超える場合にあっては当該中欄又は右欄に定める額）の合算額とする。

工事	転換の限度額	新築の限度額
浄化槽本体工事（5人槽）	33万2,000円	<u>16万6,000円</u>
浄化槽本体工事（6人～7人槽）	41万4,000円	<u>20万7,000円</u>
浄化槽本体工事（8人～10人槽）	54万8,000円	<u>27万4,000円</u>
宅内配管工事	30万円	

（補助金の加算額）

第5条 転換に附帯して次の表の附帯工事の欄に掲げる工事を実施するときは、それぞれ同表の補助対象経費の欄に掲げる経費を補助対象経費とし、それぞれ同表の補助金の額の欄に定める額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を前条に規定する補助金の額に加算する。

附帯工事	補助対象経費	補助金の額
くみ取り式便槽の撤去工事	工事に要する費用	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、9万円を限度とする。
単独浄化槽の撤去工事	工事に要する費用	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、12万円を限度とする。
廃止する単独浄化槽の雨水貯留槽への再利用工事	雨水貯留槽に再利用するため要する費用	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、9万円を限度とする。

（交付決定前着工届）

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、家屋等の建築工事の進捗状況により補助申請年度の前年度中に浄化槽設置工事の着工を必要とする場合その他やむを得ない理由により補助金の交付決定前に浄化槽設置工事の着工を必要とする場合は、その着工前に浄化槽設置費補助金交付決定前着工届（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 設置場所の位置図

(2) 審査機関の審査済みの浄化槽設置届出書の写し

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、必要に応じて浄化槽の設置場所の確認を行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、浄化槽設置費補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の届出をしている場合は、第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 設置場所の位置図

(2) 審査機関の審査済みの浄化槽設置届出書の写し

(3) 建築確認済証の写し（建築確認を伴う場合）

(4) 浄化槽（廃止する単独浄化槽の雨水貯留槽への再利用工事を行う場合にあっては、当該雨水貯留槽を含む。）の配置及び配管を記載した建物平面図

(5) 浄化槽構造図

(6) 見積書の写し

(7) 工事請負契約書の写し

(8) 委任状（建物が共有名義の場合）

(9) 登録浄化槽管理票（C票）

(10) 保証登録証（市町村用）

(11) 松前町に納付すべき租税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の完納証明書又はそれらの納付義務者でないことの申出書

(12) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは浄化槽設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めるときはその理由を付した書面により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の場合において、転換に附帯して廃止する単独浄化槽の雨水貯留槽への再利用工事を行う者に対しては、当該雨水貯留槽の貯水試験を行うことを条件として付するものとする。

3 町長は、前項に規定する条件のほか、必要に応じて条件を付することがある。

(補助事業の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」とい

う。)は、当該交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、浄化槽設置費補助金変更承認申請書（様式第4号）に第7条第1項各号の書類のうち変更があったものを添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請書の提出があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは浄化槽設置費補助金変更承認通知書（様式第5号）により、不適当と認めるときはその旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ浄化槽設置費補助金中止（廃止）届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに浄化槽設置費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽維持管理契約書の写し

(2) 浄化槽清掃業務委託契約書の写し

(3) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(4) 浄化槽使用開始報告書の写し

(5) 工程写真

(6) 工事費請求書の写し

(7) 浄化槽使用廃止届書の写し（単独浄化槽の転換の場合）

(8) 廃止する単独浄化槽の雨水貯留槽への再利用工事を行う場合にあっては、当該雨水貯留槽に係る貯水試験調書（様式第8号）

（検査）

第12条 補助事業者は、前条の実績報告書を提出した日以後で町長が指定した日時に、設置場所において、補助事業の完了の検査を受けなければならない。

（額の確定）

第13条 町長は、第11条の実績報告書を審査し、前条の規定による検査を行った上で、補助金の額を確定し、浄化槽設置費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、浄化槽設置費補助金交付請求書（様式第10号）により当該補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第15条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 第10条の補助事業の中止又は廃止の届出があったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 不正の手段により補助金を受けようとし、又は受けたとき。

(指導監督)

第17条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは説明を求めることがある。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業の関係書類を整理し、事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。